

○三重県生活環境の保全に関する条例

平成十三年 三月二七日三重県条例第 七号

改正 平成一五年 三月一七日三重県条例第一六号
 平成一六年 三月二三日三重県条例第二四号
 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号
 平成二十年一〇月二四日三重県条例第四四号
 平成二二年 三月二九日三重県条例第 九号
 平成二四年一〇月十九日三重県条例第五二号
 平成二五年一二月二七日三重県条例第七七号

三重県生活環境の保全に関する条例をここに公布します。

三重県生活環境の保全に関する条例

三重県公害防止条例（昭和四十六年三重県条例第四十六号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減

第一節 自主的な環境保全活動の推進（第五条—第七条）

第二節 温室効果ガス等の排出抑制等（第八条—第十条）

第三節 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第十一条—第十五条）

第四節 焼却行為等の制限（第十六条—第二十条）

第五節 日常生活等における水質汚濁の防止（第二十一条）

第三章 工場等における公害の防止

第一節 ばい煙等の排出の規制（第二十二条—第四十一条）

第二節 大気汚染物質の総排出量規制（第四十二条—第四十六条）

第三節 建設作業等に関する規制（第四十七条—第五十五条）

第四節 地下水採取の規制（第五十六条—第七十二条）

第五節 土壌及び地下水汚染に関する規則（第七十二条の二—第七十二条の十）

第四章 環境美化等

第一節 環境美化の促進（第七十三条—第七十六条）

第二節 放置されている自動車の撤去の推進（第七十七条—第八十六条）

第五章 削除

第六章 生活環境保全調整会議（第九十七条—第一百条）

第七章 雑則（第一百一条—第一百五条）

第八章 罰則（第一百六条—第一百十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置その他の環境の保全について必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的とする。

【 ～（略）～ 】

第四章 環境美化等

【 ～（略）～ 】

第二節 放置されている自動車の撤去の推進

(放置の禁止)

第七十七条 何人も、正当な理由なく自動車(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。)を放置(自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。以下同じ。)し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

2 県は、生活環境の保全を図るため、自動車の放置の防止に関して必要な施策を講ずるものとする。
(調査等)

第七十八条 知事は、県が所有し、又は管理する土地において放置されている自動車(以下「放置自動車」という。)があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等(自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。以下同じ。)その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書をはり付けることができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解除し、その目的を達成するために必要な範囲内で、車内の調査をすることができる。

一 道路運送車両法第十一条の規定により取り付けられた自動車登録番号票が滅失していること。

二 放置自動車の外部からの調査での所有者等が判明しないこと。

3 前二項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈をしてはならない。

(放置自動車の移動及び保管等)

第七十九条 知事は、前条第一項の規定により警告書をはり付けた日から規則で定める期間を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自ら指定する場所に当該放置自動車を移動し、保管することができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合(所有者等の住所又は居所が判明しない場合を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(勧告及び命令)

第八十条 知事は、第七十八条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うことを命じることができる。

(廃物認定)

第八十一条 知事は、第七十八条第一項及び第二項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物(放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものをいう。以下同じ。)と認定することができる。

一 道路運送車両法第十一条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること。

二 第七十八条第一項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から一月以上経過していること。

三 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。

2 知事は、前項の規定により放置自動車が廃物であるかどうか判断することが困難なときは、次条の自動車廃物認定委員会の意見を聴くことができる。

3 知事は、第一項の規定により放置自動車を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定め

るところにより、その旨を告示するものとする。

(自動車廃物認定委員会)

第八十二条 知事は、県内に放置されている自動車を廃物として認定することその他必要と認める事項について、調査し、審議させるため、三重県自動車廃物認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員十人以内をもって組織する。

3 委員は、専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(処分)

第八十三条 知事は、第八十一条第一項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

2 知事は、第八十一条第一項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 警告書をはり付けた日

二 放置されている場所（第七十九条第一項の規定により保管している場合にあっては、放置されていた場所及び保管している場所）

三 車名、塗色又は自動車登録番号

四 告示後の取扱い

五 その他規則で定める事項

3 知事は、前項の規定により告示をした日から三月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。

(費用の請求)

第八十四条 知事は、第七十九条第一項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

(市町が実施する施策への助言等)

第八十五条 県は、放置されている自動車の撤去に関する市町の施策に協力するため、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

2 知事は、前項の技術的な助言を行う場合においては、委員会の意見を聴くことができる。

(国等との協力等)

第八十六条 知事は、放置自動車の撤去等の推進を図るため、国及び市町（以下この条において「国等」という。）と密接に連絡し、必要があると認めるときは、国等に協力を求めることができる。

2 知事は、国等が所有し、又は管理する土地において、放置されている自動車により生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、国等に対し当該自動車の撤去等必要な措置を講ずることを求めることができる。

【 ～（略）～ 】

第八章 罰則

【 ～（略）～ 】

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出（第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項（騒音又は振動に係る届出にあっては同項第三号から第五号までに掲げる事項）の変更に係る届出に限る。）をせず、又は虚偽の届出をした者（ばい煙又は汚水に係る届出をした者を除く。）

二 第四十九条第二項又は第五十五条第二項の規定による命令に違反した者

三 第六十七条第一項又は第六十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第八十条第二項の規定による命令に違反した者

【 ～（以下、略）～ 】